

表 9

電気通信事業法による資格を有する者に対する試験の一部免除(規則第8条第3項)

受験者が現に受けている資格者証の種類	受験する資格	免除する科目
伝送交換主任技術者	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎及び 無線工学A
	第三級総合無線通信士	無線工学の基礎
線路主任技術者	第一級総合無線通信士 第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上無線技術士 第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎
工事担任者(A I 第一種、A I 第二種、DD第一種、DD第二種及びA I・DD総合種に限る。)(注)	第二級総合無線通信士 第三級総合無線通信士 第二級海上無線通信士	無線工学の基礎

注 工事担任者規則の一部を改正する省令附則第2条第1項の規定により、なお、その効力を有するものとされるアナログ第一種、アナログ第二種、デジタル第一種、デジタル第二種及びアナログ・デジタル総合種を含む。

(最終改正 H17.8.1)